「新型コロナウイルス」の影響はわが家の家計にも！

ファイナンシャル・プランナー
FPにゅうす

新型コロナウイルス感染拡大防止で「緊急事態宣言」が発令され、私たちの働き方にも制限がかけられています。収入が減り先行きの見えない家計への不安は大きくなるばかりです。今回は個人に対する生活支援を取り上げてみます。生活不安に対する対策として個人が申請すれば「支払い猶予」や「減免」「現金支給」などの制度も設けられてきました。国民年金保険料や国民健康保険料などの社会保険料、光熱費や水道料金、電話料金やインターネット、生命保険・損害保険や共済掛金なども猶予制度がありますので滞納にならないよう、早めに相談窓口に連絡してみましょう（2020年４月24日現在）。

支払い猶予、減免措置

①**国民健康保険料**　自治体に申請します。自治体によって６か月から１年の猶予など。失業や自営・フリーランスで失業に相当する収入減の場合、保険料を再計算して減免もあります。

②**国民年金保険料**　自治体に申請します。収入によっては全額免除や一部免除もあります。

③**公共料金等**　電気・ガスは各会社の相談窓口に申し出ます。水道は各自治体に申し出ます。最長４か月猶予の市町村もあります。電話・携帯料金（ドコモ・au・ソフトバンク）は申請すれば延納可能。

④**生命保険（共済）**　加入している保険会社に申し出ます。保険料支払いや継続手続きを６か月猶予。

⑤**損害保険会社**　加入の保険会社に申し出ます。保険料支払いや継続手続きを暫定で５月末まで猶予。

生活支援として給付されるお金

①**住居確保給付金**　世帯収入を維持していて、収入や資産が住んでいる地域も基準額を下回る場合など（原則３か月、最長で９か月まで）受給が可能。４月１日から年齢制限の撤廃、離職や廃業に至っていないが同程度の状況にある場合も対象となりました。市町村などの各自治体の福祉担当窓口に申し出ます。

②**給付奨学金（家計急変）**　休業などで家計が急変した場合、返済義務のない奨学金を支給する制度です。大学や短大・専修学校に在学中で一定水準の成績を修め、世帯の収入、資産が一定水準以下の場合が対象です。大学が窓口となり、日本学生支援機構に申し込みます。

③**児童手当**　すでに児童手当を受け取っている家庭が対象で、子供一人につき１万円が上乗せとなり６月から支給されます。申請は不要です。

生活支援としての貸付制度

①**母子父子寡婦福祉資金貸付金**　一時的な就労収入の減少で、日常生活に支障をきたす恐れがある場合などに対しての貸付制度です。市町村などの各自治体の福祉担当が窓口です。

②**緊急小口資金**　収入が減少し生計を維持するために一時的な貸し付けが必要な場合。生活資金として月額10万５千円の貸付が受けられます。社会福祉協議会が窓口です。

③**総合支援資金**　失業などで生活の維持が難しくなった場合の貸付制度です。最大60万円、申請から最短20日で振り込まれます。返済期間は10年以内となっています。窓口は社会福祉協議会です。

中・長期的な対策を

わが家の生活を守るための具体的な対策が必要になってきます。活用できる公的な制度を見逃さないようにしましょう。

個人相談会お問合わせ先
コープぐんま共済部
0277-52-9680

今月の執筆
久下　香
ファイナンシャル・プランナー